

所得税などの申告準備はできていますか？

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と平成30年度市県民税の申告相談・受付が、2月16日(金)から始まります。

申告期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行っています。なお、所得税および復興特別所得税の還付申告は、2月15日(木)以前でも税務署で受け付けています。

所得税・復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

■給与所得者の確定申告

給与所得者は、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されていますが、確定申告が必要な場合や、申告すると源泉徴収された税金が還付される場合があります。

●申告をしなければならない人

- ①平成29年分の給与収入金額が2000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

③給与を2か所以上から受けている人など

●申告をすれば税金が還付される人

- ①平成29年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- ②平成29年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- ③災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- ④年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など

■事業、不動産、譲渡、雑所得などがある人の確定申告

事業（営業等・農業）、不動産、譲渡、雑所得などがある人で、平成29年中の所得の合計金額が所得控除の合計額を超えている人は、確定申告が必要です。

税の申告納税はお早めに！
2月16日(金)～3月15日(木)



市県民税の申告

●申告が必要な人

- ①平成30年1月1日現在、本市に住所を有する人で平成29年中に所得があった人
- ②国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、所得がなくても申告が必要です。
- ③各種福祉サービスを受ける人や所得証明書などが必要な人は、所得がなくても申告が必要な場合があります。

●申告をしなくてもよい人

- ①確定申告をする人
- ②平成29年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人

公的年金等を受給している人の申告

平成23年分の申告から、次の①②の両方に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要になりましたが、市県民税の申告が必要な場合があります。

※所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください。

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている人は確定申告が必要です。

その他の注意事項

■医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理の下で医療用薬品から代替を進める観点から、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の

スイッチOTC医薬品の購入をした場合、控除があります。

その年中に支払った額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（最大8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。健康の維持増進や疾病の予防のため一定の取組みを行っている人が対象です。従来の医療費控除との選択適用となり、医療費控除と併用することはできません。

■医療費控除は領収書が提出不要になりました

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。平成29年分から平成31年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

申告会場

■草津税務署での申告

期間：2月16日(金)～3月15日(木)の月～金曜日

※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

※草津税務署の駐車場は2月1日から3月15日までご利用いただけません。公共機関などをご利用ください。

※草津税務署の会場は、多数の来場者があった場合、時間内でも終了する場合があります。

■市の申告相談会場での申告

市では、各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。日程は8ページの表をご覧ください。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いませんのでご注意ください。

※土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人(公的年金等の受給者で、確定申告が不要になる人は除く)、また住宅借入金等特別控除を受ける1年目の確定申告は、草津税務署で申告してください。

申告に必要なもの

- 印鑑(認印)
- マイナンバー(個人番号)の分かる書類(個人番号カード、通知カードなど)
- 顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)
- 源泉徴収票(給与所得や年金所得のある人。コピー不可。)
- 収支内訳書や青色申告決算書(事業所得や不動産所得がある人)
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
- 生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書
- 医療費の明細書と領収書、保険などで補填された金額の分かるもの(医療費控除を受ける人。あらかじめ、医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。)
- 家屋(土地)の登記事項証明書、売買(請負)契約書の写し、住民票、借入金の年末残高証明書(住宅借入金等特別控除を受ける人)
- 還付先の口座が分かるもの(所得税および復興特別所得税が還付になる人。本人名義に限る。)

※市役所正面駐車場で行っており、駐車場の北側半分が利用できません。市役所前旧中央公民館跡地仮設駐車場、または、南側栗東第1駐車場をご利用ください。平日は交通整理員を配置していますが、道路横断時は十分安全を確認し、ご来庁ください。

◎税理士による無料相談

※譲渡所得のある人は利用できません。
草津税務署 ☎562-1315

開設日	受付時間	開設場所
2月21日(水)	9:30～12:00 13:00～15:30	栗東市商工会館 (JR手原駅前、栗東市手原三丁目1-25)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

◎便利な国税庁ホームページをご利用ください (http://www.nta.go.jp)

- 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に申告書が作成できます。
- 確定申告書などの用紙がダウンロードできます。
- 所得税および復興特別所得税や申告手続きなどについてのQ&Aがご覧いただけます。



◎市の申告相談日程 受付時間 9時～15時

月 日	申告会場	受付対象自治会
2月16日(金)	市役所 (2階)	岡・目川・目川住宅・坊袋・旭町・新屋敷・小柿四区
2月19日(月)		川辺・川辺住宅・川辺県営住宅・灰塚・平葉・川辺グリーンタウン
2月20日(火)		安養寺(東・西・南区・北区・団地・一区・レークヒル)・赤坂・日吉が丘
2月21日(水)		手原・手原団地・大橋・大橋住宅
2月22日(木)	コミュニティセンター治田西	下鈎(甲・乙・糠田井)・湖南平・北浦団地
2月23日(金)	(1階)	小柿(一区・二区・三区)・日の出町・中沢・中沢グローバル・中沢団地
2月26日(月)	コミュニティセンター金勝 (2階)	山入・辻越・蔵町・中村・トレセン
2月27日(火)		上向・下向・川南・中浮気団地・東坂・観音寺
2月28日(水)		美之郷・浅柄野・雨丸・ルモンタウン・片山・走井・成谷・井上
3月1日(木)	コミュニティセンター大宝東 (ウイングプラザ3階)	蜂屋・野尻・リソシエ栗東グランディス・グレイシィ栗東エクサーブ・ ジオコート栗東・ルネスピース栗東ステーションスクエア・縹東・ 縹南・ウイングビュー・リーデンススクエア・ネバーランド・ エスリード栗東
3月2日(金)		縹(北出・南出・花園・七里・成和・南橋)・大宝団地・ グレイシィ栗東(オーブ・ビステージ・セレージュ・デュオ)・ サーパス栗東駅前・エスリード栗東第2・エスリード栗東駅前パーク レジデンス・西浦・円田団地・苅原・市川原・笠川
3月5日(月)	コミュニティセンター葉山 (2階)	辻・小坂・今土・葉山団地
3月6日(火)		宅屋・中・出庭・清水ヶ丘
3月7日(水)	コミュニティセンター葉山東 (2階)	伊勢落・穴地蔵・穴地蔵団地
3月8日(木)		林・小野・小野南・北尾団地・栗東ニューハイツ
3月9日(金)	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺・霊仙寺住宅・海老川・北中小路
3月12日(月)	(1階)	小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)・十里・明日香・美里
3月13日(火)	なごやかセンター	下戸山・下戸山親交・下戸山グリーンハイツ・
3月14日(水)		リバティーヒル下戸山・きららの杜・上鈎
3月15日(木)		栗東市全域

※市役所税務課窓口では、相談受付は行いません。

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越しください。

※市の申告会場では、確定申告書の控えに受付印を押すことはできません。受付印の押印を希望する人は、税務署へ直接提出してください。

※市の会場で確定申告をする場合、申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

問税務課 市民税係 ☎551-0106 📠551-2010



晴天のもとで一斉放水



防災の誓い

1月7日、消防出初式と成人式を開催しました。
出初式は、式典で表彰や防災の誓いの後、訓練で一斉放水が行われ、晴れ渡る青空のもと、今年一年の無災害を祈願しました。

1月7日
栗東市出初式・成人式

人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会 モデル自治会の取組み

■モデル自治会で地区懇の活性化
市では、昭和50（1975）年から、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、自治会単位で地区別懇談会を開催してきました。

こうした中、毎年3自治会を「モデル自治会」として地区別懇談会の活性化に取り組んでいます。

今回は、モデル自治会として開催された地区別懇談会の内容を紹介します。

■地区懇は大切な啓発の機会

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて1年が過ぎました。

市では、引き続きこの地区別懇談会を、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消を推進するための大切な啓発の機会にしていきたいと考えています。

平成28年度は99%の自治会で実施されました。さらに人権の輪を広げるためにも、市民皆さんの積極的な参加をお願いします。

■人権教育課

TEL 551-0133 FAX 551-0149

コンサート

歌や演奏をとおして、自分自身の差別心や人との関わりなどを見つめ直し、人権を自分ごととして考えることができます。



○実施自治会：下戸山グリーンハイツ自治会（27年度）、美之郷自治会（29年度）

人権落語



日常の出来事を軽妙な語り口で話しながら、無意識の中に偏見や先入観による決めつけがないかを考えることができます。

○実施自治会：蔵町自治会（29年度）

外部講師

「インターネットと人権」や「じんけんってだれのもの？」などいろいろなテーマを設定し、専門的な知識をもつ講師を招くことで、より詳しい話を聞くことができます。



○実施自治会：小柿1区自治会（27年度）笠川・市川原自治会（28年度）安養寺東自治会（28年度）小柿2区自治会（28年度）西浦自治会（29年度）



成人式の写真は市ホームページにも掲載中



誓いの言葉

今年、本市の新成人は705人。式典では代表の大川広海さんと川崎響子さんが「これからは一社会人として、責任のある行動、社会への貢献、そして、次の世代を支えていく存在となるよういっそう努力していきます」と誓いの言葉を述べ、新成人が決意新たに大人への一歩を踏み出しました。

栗東市危機管理センターが4月にオープン



栗東市危機管理センターは、災害などの緊急事態に的確かつ迅速に対応するとともに、市民の防災に関する知識・技術、防災意識の高揚を目的に建設しています。

センターは主に

防災関係事務や事業などに使用するとともに、市民の皆さんが実施する、防災・減災、危機管理に関する訓練や研修などに使用できます。使用申込みは次のとおりです。

● 研修室使用申込み期間

① 防災その他危機管理に関する活動に使用

使用しようとする日の3か月前の月の初日から使用する日の10日前まで

② ①以外の使用

使用しようとする日の1か月前の月の初日から使用する日の10日前まで

※ただし、平成30年4月からの研修室使用申込みは、平成30年2月1日から、①②に基づき受け付けを行います。

● 使用できる日

土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）、12月29日から1月3日を除くセンター開館日。

● 使用できる時間

午前9時から午後5時まで

● 1時間あたりの使用料

大研修室（1・2）：20000円

大研修室（1）：10000円

大研修室（2）：10000円

防災研修室：5000円

※冷房設備を使用した場合は冷房料として使用料に5割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として5割を加算します。

※使用者が市外居住者の場合は、使用料に10割を加算します。

※使用者が民間事業者の場合は、使用料に10割を加算します。

● 使用内容などにより使用料の全部または一部の免除を受けることができます。

● 使用手続きなど詳しくは、危機管理課にお問合せください。

問 危機管理課

総合防災・危機管理係

☎ 551-0109 FAX 551-0149

餅つきで育むふれあい

年末年始、市内各所で餅つきの光景が見られました。

安養寺景観まちづくり協議会では、毎年12月29（フク）日、福が来るように餅つき大会「もちぱ」を開催。今回も安養寺北区自治会館の前は、大勢の皆さんでにぎわいました（写真右上）。

また、目川の上田正和さんの自

宅では、12月30日に餅つきをする

のが恒例行事。40升の糯米で、家族、親戚、友人、元同僚など約30人が昔ながらの杵、臼で餅つきを楽しみました。

いずれも、餅つきで参加者同士が互いに交流。つきたての餅を味わいながら、ふれあいが深まるひとときになっていました。

安養寺の「もちぱ」



昔から続く上田さん宅の餅つき

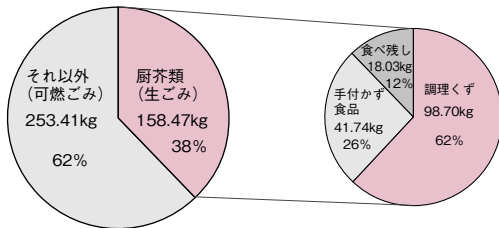


～家庭から排出される食品廃棄物調査結果～

ごみ減量の現状を把握し、今後に活用するため、市内集積所 15 か所の可燃ごみに含まれる厨芥類(食品廃棄物)の調査を行いました。

詳細は、3月発行「ごみスリムリっとう vol.42」に掲載します。食品ロスについて、家庭で考えてみましょう。

<厨芥類(生ごみ)と可燃ごみの割合と重量> <厨芥類(生ごみ)3種類の割合と重量>



環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341 ☎ 554-1123

後期高齢者医療制度はみんなで支える制度

■75歳以上のすべての人が加入します

加入者(被保険者)となる人は、①75歳以上のすべての人と、②65歳以上75歳未満の人で一定の障がいがあると申請により広域連合が認めた人です。

※75歳の誕生日の前月に被保険者証を簡易書留で郵送します(保険加入のための申請手続きは必要ありません)。

■被保険者全員に保険料を納めていただきます

全ての被保険者一人ひとりに、都道府県ごとに決められた共通のルールで保険料を負担していただきます。

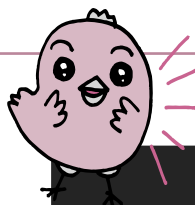
■制度の運営は広域連合が行います

都道府県ごとに設置された広域連合が、保険者として責任を持って制度運営をしていきます。医療機関の窓口での自己負担を除いた医療費(約14.9兆円:平成29年度見込み)を以下の割合で負担し、後期高齢者医療制度を国民みんなで支えています。

- 税金…約5割(約7.3兆円)
- 他の医療保険からの支援金(74歳以下の人の保険料)…約4割(約6.4兆円)
- 75歳以上の人の保険料…約1割(約1.2兆円)

保険年金課 高齢者医療係

☎ 551-0361 ☎ 553-0250



子育て情報

～笑顔で進めるトイレトレーニング～

「いつかははずれる」とわかっているけど、うまく進まない焦ってイライラしてしまいがちなトイレトレーニング。「長かった」「すぐ取れた」など、オムツ卒業までの道のりはさまざまですが「まわりが始めたから」などと焦って、体と心の準備が整う前から始めてしまうと長引くことがあります。子どもの発達状況や性格に合った方法を探しながら、気長に取り組んでいきましょう。

体が整ったことのみは、おしっこの間隔が2時間くらい開くことです。この頃から少しずつ、トイレが身近に感じられるように、トイレに関する絵本を読んだり、トイレの壁に好きなキャラクターを貼ったりして楽しい空間にしていましょ。トイレに慣れたら、「いっぱい遊んだからおしっこに行ってみようか」など生活の流れで誘ってみましょう。失敗しても叱ったりせず「大丈夫だよ、またやってみようね」などと前向きな温かい言葉をかけてもらえたらと思います。

上手くいった時には「出てよかったね、すっきりしたね」のように笑顔で褒めてあげると、自信がついてやる気がアップしていきます。おしっこの直前にモジモジしたり、動きが止まるなど子どもなりのサインが見つかれば誘いやすくなります。子どもの「自分でやりたい」という気持ちが強い場合には、大人用のトイレに踏み台を置いたり、おまるを準備してあげるといいですね。

大事なポイントは、大人主体で先導するのではなく、子どもが自分の体の感覚をキャッチして卒業に近づくのを手伝いする意識で進めていくことです。1週間続けてみて、上手くいかない、ストレスが多いと感じたら、他のやり方を試したり、まだ練習には早いかもしれないので、大人がトイレに行く時に一緒に行ってみるような関わりを続けて、焦らず見守りましょう。



健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 ☎ 554-6101